

## 玉村町総合評価落札方式要領

(目的)

第1条 この要領は、玉村町が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により価格その他の条件が玉村町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う建設工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公共工事の品質を確保するため、入札者の施工能力及び地域性等（以下「施工能力等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当であると認められる工事
- (2) 契約担当者（玉村町財務規則（平成12年規則第7号）第2条第1項第4号に規定する者をいう。以下同じ。）が特に認める工事

(総合評価落札方式による評価の方法)

第3条 総合評価落札方式による評価の方法は、次の各号によるものとする。

- (1) 総合評価点 価格評価点と価格以外の評価点を総合した評価点
- (2) 価格評価点 入札価格に基づいて算定した評価点
- (3) 価格以外の評価点 施工能力等から算定した評価点

2 前項各号の評価点は、別記の「総合評価点算定基準」に基づき配点するものとする。

(入札方法等)

第4条 総合評価落札方式により入札を行うときは、一般競争入札又は指名競争入札により実施するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 契約担当者は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 契約担当者は、前項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとし、その意見聴取に応じて、学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(総合評価落札方式の落札者決定基準の決定)

第6条 契約担当者は、前条の意見聴取の結果を考慮し、落札者決定基準を決定するものとする。

(評価項目算定資料の提出)

第7条 総合評価落札方式による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号に定める価格以外の評価をおこなうために必要な資料（以下「評価項目算定資料」という。）を契約担当者が示す期限（以下「提出期限」という。）に提出しなければならない。

- (1) 評価項目算定資料の提出について（様式第1号）
- (2) 価格以外の評価点算定表（様式第2号）
- (3) 企業工事成績対象工事一覧（様式第3号）

- (4) 施工実績評価資料（様式第4号）
- (5) 災害時等地域貢献実績評価資料（様式第5号）
- (6) 材料調達実績評価資料（様式第6号）
- (7) 下請け実績評価資料（様式第7号）
- (8) 配置予定技術者工事成績対象工事（様式第8号）
- (9) 配置予定技術者施工実績評価資料（様式第9号）
- (10) 地域内拠点の内容を客観的に証明できる資料（建設業の許可申請書及び営業所一覧表（受付印のあるもの）の写し等）
- (11) 配置予定技術者が所有する資格の内容を客観的に証明できる資料（合格証明書の写し等）

2 評価項目算定資料を提出期限に提出しない者は、失格とする。

3 提出された評価項目算定資料の変更は、認めないものとする。

（価格以外の評価点の審査及び決定）

第8条 契約担当者は、前条の規定による評価項目算定資料を提出した者についての価格以外の評価点の審査及び決定をするものとする。

（入札書の開札及び総合評価点の決定）

第9条 入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後におこなうものとする。

2 契約担当者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者についての総合評価点を決定するものとする。

(1) 前条の規定により価格以外の評価点が決定された者

(2) 入札書が無効でない者

(3) 玉村町低入札価格調査制度要領（平成22年要領第3号。以下「低入札要領」という。）の規定により予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者

（落札者の決定及び通知）

第10条 契約担当者は、前条第2項の規定により総合評価点が決定された者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とするものとする。ただし、第5条第2項の規定において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたものについては、学識経験者の意見を聴いた後に、落札者を決定するものとする。

2 契約担当者は、総合評価点が最も高い者の当該申込みに係る価格が調査基準価格を下回った場合は、低入札要領の規定により必要な調査を実施し、落札者を決定するものとする。

3 総合評価点が最も高い者が複数いる場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

4 契約担当者は、前3項の規定により落札者を決定したときは、入札者全員に対して、その旨を通知するものとする。

（審査結果の公表）

第11条 契約担当者は、総合評価落札方式に関する評価調書（様式第10号）により総合評価に関する審査結果を閲覧に供し公表するものとする。

（入札参加者への周知）

第12条 契約担当者は、この要領に基づき総合評価落札方式による入札を執行する場合は、入札参加者に対し次の各号に掲げる事項を周知するものとする。

(1) 総合評価落札方式を採用していること。

- (2) 価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関する事。
- (3) 評価項目算定資料を提出する事。
- (4) 落札者決定基準及び決定方法に関する事。
- (5) 総合評価に関する審査結果が公表される事。

(価格以外の評価内容の確保)

第13条 契約担当者は、総合評価に関して提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第14条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

## 別記

### 総合評価点算定基準（超簡易型 土木関係）

#### 1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、次の算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{価格以外の評価点}$$

#### 2 評価点の配点

価格評価点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

ア 価格評価点 85点

イ 価格以外の評価点 15点

#### 3 価格評価点の算定方法

(1) 価格評価点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} (85 \text{点}) \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$$

[小数点以下第4位を四捨五入]

(2) 最低価格は、各入札者（失格となった者を除く。）の入札金額（消費税等を含まない。以下、同じ。）のうち最低の金額とし、入札価格は各入札者の入札金額とする。

#### 4 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

## 超簡易型総合評価落札方式（土木関係） 評価点算定基準

### 【企業関係評価項目】

評 価 項 目	配 点	評 価 基 準	評 価 点
① 企業工事成績評定 入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局）発注工事の種類別（〇〇〇〇工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	4.0点	75点以上	4.0点
		65点を超え75点未満	(平均値-65) ×4.0/10点 <small>(小数以下第4位四捨五入)</small>
		65点以下	0点
② 企業の施工実績 同種工事を元請けとして施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。 同種工事は、「5-1」の要件による。 <b>※「5-1」に要件を記入する。</b>	2.0点	5年以内の実績有り	2.0点
		5年を超える実績有り	1.0点
		実績無し	0点
③ 災害時等への地域貢献 入札日の属する年度の前年度から過去3年間及び当該年度においては評価項目算定資料提出日までの間に、災害時の応急対策等、玉村町が管理する社会資本の維持管理に関し、緊急な出動をした実績により評価する。	1.0点	実績有り	1.0点
		実績無し	0点
④ 地域内拠点の有無 営業所（建設業法に基づく営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。	1.0点	玉村町内に主たる営業所有り	1.0点
		玉村町内に従たる営業所有り	0.5点
		玉村町内に拠点無し	0点
⑤ 材料調達の実績 入札日の属する年度の前年度から過去2年間の公共工事において、工事材料、製品等を玉村町に事業所を有する者より購入した実績により評価する。 公共工事は、「5-2」の要件による。 <b>※「5-2」に要件を記入する。</b>	0.5点	実績有り	0.5点
		実績無し	0点
⑥ 下請けの実績 入札日の属する年度の前年度から過去2年間の公共工事において、玉村町に事業所を有する者に対する下請け実績により評価する。 公共工事は、「5-2」の要件による。	0.5点	実績有り	0.5点
		実績無し	0点
小 計	9.0点		

## 【技術者関係評価項目】

評価項目	配点	評価基準	評価点
⑦ 配置予定技術者工事成績評定 主任技術者又は監理技術者として携わった、入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局）発注工事の種類別（〇〇〇〇工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の最高点により評価する。 対象となる評定点がない場合は、最高点を65点とみなす。	3.0点	75点以上	3.0点
		70点以上75点未満	2.0点
		65点を超え70点未満	1.0点
		65点以下	0点
⑧ 配置予定技術者の施工実績 同種工事を主任技術者又は監理技術者として施工した実績により評価する。 同種工事は、「5-1」の要件による。	2.0点	5年以内の実績有り	2.0点
		5年を超える実績有り	1.0点
		実績無し	0点
⑨ 配置予定技術者の所有資格 資格の取得状況により評価する。	1.0点	6-1に示す資格を所有	1.0点
		6-2に示す資格を所有	0.5点
		無し	0点
小計	6.0点		
合計	15.0点		

5-1 価格以外の評価項目における同種工事は、次の条件に該当する工事とする。

（記載例） ※記入すること。原則、過去10年間とする。  
平成〇〇年以降に、群馬県内において完成引き渡し完了した、国、県、市町村、（旧）日本道路公団発注の橋長が〇m以上で〇車線以上、設計荷重〇〇以上の現場打ち鉄筋コンクリート構造の道路橋下部工工事

5-2 価格以外の評価項目における公共工事は、次の条件に該当する工事とする。

（記載例） ※記入すること。原則、過去2年間とする。  
平成〇〇年以降に、群馬県内において完成引き渡し完了した、国、県、市町村、（旧）日本道路公団発注の請負金額が500万円以上の〇〇〇〇工事

6-1 評価項目⑨「配置予定技術者」の1点となる資格は、次の資格とする。

- ア 1級土木施工管理技士
- イ 1級建設機械施工技士
- ウ 技術士（以下の技術部門／必須科目／選択科目のもの）

技術部門	必須科目	選択科目
建設	建設一般	いずれでもよい
農業	農業一般	農業土木
森林	森林一般	森林土木
総合技術監理	総合技術監理一般	建設一般及び建設部門に係る選択科目のいずれでもよい
		農業一般及び農業土木
		森林一般及び森林土木

6-2 評価項目⑨「配置予定技術者」の0.5点となる資格は、次の資格とする。

- |              |
|--------------|
| ア 2級土木施工管理技士 |
| イ 2級建設機械施工技士 |

7 評価項目算定資料については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、配置予定技術者の施工実績等について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。

配置予定技術者の工事成績評定、施工実績及び所有資格の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。

- (2) 工事成績評定（企業項目①、技術者項目⑦）については、平成18年4月1日から平成21年3月31日までに竣工した、□□□□工事とする。

なお、上記の工事成績評定について、不明なものがある場合は、発注機関に確認することができる。

**※□□□□（工事種別：土木一式、鋼構造物等）を記入する。**

- (3) 配置予定技術者工事成績評定は、現会社において主任技術者又は監理技術者として携わった工事を対象とする。
- (4) 企業の施工実績及び配置予定技術者の施工実績（企業項目②、技術者項目⑧）については、原則、過去10年間とする。

（あて先）玉村町長

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

超簡易型総合評価落札方式（土木）における評価項目算定資料の提出について

下記の工事について、次のとおり評価項目算定資料を提出します。

記

1 工事名

2 工事箇所

3 評価項目算定資料

- (1) 価格以外の評価点算定表（様式第2号）
- (2) 企業工事成績対象工事一覧（様式第3号）
- (3) 企業施工実績評価資料（様式第4号）
- (4) 災害時等地域貢献実績評価資料（様式第5号）
- (5) 材料調達実績評価資料（様式第6号）
- (6) 下請け実績評価資料（様式第7号）
- (7) 配置予定技術者工事成績対象工事（様式第8号）
- (8) 配置予定技術者施工実績評価資料（様式第9号）
- (9) 地域内拠点の内容を客観的に証明できる資料（建設業の許可申請書及び営業所一覧表（受付印のあるもの）の写し等）
- (10) 配置予定技術者が所有する資格の内容を客観的に証明できる資料（合格証明書の写し等）

【連絡先】担当者 所属

氏名

電話番号

F A X

価格以外の評価点算定表 (超簡易型 土木)

工事名： \_\_\_\_\_

商号又は名称： \_\_\_\_\_

配置予定技術者名： \_\_\_\_\_

評価項目	区分	評価点 (点)	提出書類	提出枚数							
企業関係	対象工事件数： ○○・・・A (件) 合計点： ○○・・・B (点) 平均点： ○○.○ (点)	○.○	・企業工事が績対象工事一覧 (様式第3号) ※評価点については、下記4を参照の上、算出すること。	枚							
					企業の施工実績	5年以内の実績有り	5年を超える実績有り	無し	○.○	・企業施工実績評価資料 (様式第4号) ・内容を証明できるもの(様式第4号 (注) 参照)	枚
					災害時等への地域貢献	有り	無し	無し	○.○	・災害時等地域貢献実績評価資料 (様式第5号) ・内容を客観的に証明できるもの (契約書の写し、写真等)	枚
企業関係	主たる営業所有り 従たる営業所有り	○.○	・内容を客観的に証明できるもの (建設業の許可申請書及び営業所一覧表 (受付印のあるもの) の写し等) ※ただし、拠点を有しない場合は、提出を要しない。	枚							
					地域内拠点の有無	有り	無し	無し	○.○	・材料調達実績一覧 (様式第6号) ・内容を証明できるもの(様式第6号 (注) 参照)	枚
					材料調達の実績	有り	無し	無し	○.○	・材料調達実績一覧 (様式第6号) ・内容を証明できるもの(様式第6号 (注) 参照)	枚
技術関係	下請けの実績 有り	○.○	・下請け実績一覧 (様式第7号) ・内容を証明できるもの(様式第7号 (注) 参照)	枚							
					工事成績評定	最高点： ○○.○ (点)	○.○	・配置予定技術者工事成績対象工事 (様式第8号)	枚		
					施工実績	5年以内の実績有り	5年を超える実績有り	無し	○.○	・配置予定技術者施工実績評価資料 (様式第9号) ・内容を証明できるもの(様式第9号 (注) 参照)	枚
技術関係	所有資格	(所有資格名) ○○○○○○○○	○.○	・内容を客観的に証明できるもの (合格証明書の写し等)	枚						
		合計点	○.○								

(注)

- 自己評価点を記入すること。
- 区分の欄は、該当する項目を  で囲むと共に、対象工事件数等必要事項を記入すること。
- 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、本書はすべての技術者数分を作成すること。なお、各技術者とも入札参加資格要件等を満たさなければならぬ。
- 企業関係の工事成績評定 評価点(C)は下記により算出すること。  
 平均点 ①75点以上 : 4.0 (点)  
 ②65点を超え75点未満 : (合計点(B) / 対象工事件数(A) - 65) × 4.0 / 15 (点) 小数点以下第4位を四捨五入  
 ③65点以下、対象評定点無し : 0 (点)

## 企業工事成績対象工事一覧

工事名: \_\_\_\_\_

商号又は名称: \_\_\_\_\_

件数	発注者名	工事名	工事箇所	工期	請負金額 (円)	工事成績 評定点(点)	受注形態
①	(記載例) 〇〇事務所長	〇〇〇〇〇〇事業 (主)〇〇〇〇〇線	〇〇郡〇〇町大字〇〇地内	平成 15 年 11 月 10 日 ～平成 16 年 10 月 31 日	210,000,000	7.5	〇〇・□□JV (出資比率 30%)
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
⑩							
合計点							

(注)

- 1 入札日の属する年度の前年度から過去 3 年間に竣工した、群馬県 (知事部局) 発注工事で、当該発注工事の入札公告別添の総合評価点算定基準に示す工事の種類別の工事成績評定点を、全て記載すること。対象工事件数が多い場合は、適宜、行数又は枚数を増やすこと。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 共同企業体の場合は、全体額を記入すること。
- 4 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV (出資比率〇〇%) と記載すること。

## 企業施工実績評価資料

工事名： \_\_\_\_\_

商号又は名称： \_\_\_\_\_

建設業許可番号： \_\_\_\_\_

工 事 概 要 等	発注者名	
	工事名	
	工事箇所	
	請負金額	円 (                      円)
	工期	平成   年   月   日   ~   平成   年   月   日
	受注形態	
	工事概要	<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管推進工</li> <li style="padding-left: 20px;">工事延長                      L=〇〇〇. 〇m</li> <li style="padding-left: 20px;">管推進工 (φ〇〇〇mm)    L=〇〇〇. 〇m (〇スパン)</li> <li style="padding-left: 20px;">マンホール設置工 (φ〇〇〇mm)    〇 箇所</li> </ul>
CORINS 登録の有無	・有 (CORINS登録番号)                      ・無	

(注)

- 1 記載する同種工事の元請けとして施工した実績は、1件でよい。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 請負金額の ( ) は、共同企業体の場合の全体額を記入すること。
- 4 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV (出資比率〇〇%) と記載すること。
- 5 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 6 当該工事の内容を証明する資料は、竣工時工事カルテについては、CORINS 登録番号を記載し、その打ち出し帳票の添付は、要しない。それ以外のもの (契約書、図面等の写し) については写しを添付すること。

災害時等地域貢献実績評価資料

工事名： \_\_\_\_\_

商号又は名称： \_\_\_\_\_

緊急な出動実績

種 類	・土砂除去    ・通行規制作業    ・倒木処理    ・除雪作業    ・その他
路河川名	(一) □□□□線
期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
内 容 (具体的に)	<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風〇〇号の大雨により、通行規制作業を行った。また、法面崩落による路面上の土砂V=□□m<sup>3</sup>を除去した。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業員 〇〇名</li> <li>・ 使用機械 〇〇 2台</li> </ul> </li> <li>・路面上に倒れ、通行の支障となっていた倒木を処理した。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業員 〇〇名</li> <li>・ 使用機械 〇〇 2台</li> </ul> </li> </ul> <p>等を、記入する。</p>

- ・対象期間は入札日の属する年度の過去3年間及び当該年度においては評価項目資料提出日までの間とする。
- ・記載は、1つの実績のみで良い。
- ・当該災害時地域貢献の内容を客観的に証明できるもの(契約書の写し、写真等)を添付すること。

※ 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。





配置予定技術者工事成績対象工事

工事名: \_\_\_\_\_

商号又は名称: \_\_\_\_\_  
配置予定技術者名: \_\_\_\_\_

発注者名	工事名	工事箇所	工期	請負金額 (円)	工事成績 評定点(点)	受注形態
(記載例) 〇〇事務所長	〇〇〇〇〇〇〇事業 (主)〇〇〇〇〇線	〇〇郡〇〇町大字〇〇地内	平成 15 年 11 月 10 日 ～平成 16 年 10 月 31 日	210,000,000	7.5	〇〇・□□JV (出資比率 30%)

(注)

- 1 本工事に主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者(以下「技術者」という。)について作成すること。  
また、技術者を 1 人に特定できない場合は、複数の者を配置予定技術者とすることができ。この場合、本書はすべての技術者数分作成すること。なお、各技術者とも入札参加資格要件等を満たさなければならぬ。
- 2 主任技術者又は監理技術者として携わった、入札日の属する年度の前年度から過去 3 年間に竣工した、群馬県(知事部局)発注工事で、当該発注工事の入札公告別添の総合評価点算定基準に示す工事の種類別の工事成績評定点のうち、**最高点**のものを記載すること。
- 3 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 4 共同企業体の場合は、全体額を記入すること。
- 5 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV(出資比率〇〇%)と記載すること。



契約番号	総合評価落札方式に関する評価書類	予定価格(税抜き) (円)	調査基準価格(税抜き) (円)	失格基準価格(税抜き) (円)
	発注所属			
	工事名			
	工事箇所			

【落札者決定基準】

価格評価点	企業関係評価項目				価格以外の評価項目及び評価点			技術者関係評価項目		計
	工事成績評定	施工実績	地域貢献	地域内拠点	材料調達	下請け	工事成績評定	施工実績	所有資格	
85×最低価格/入札価格	4.0	2.0	1.0	1.0	0.5	0.5	3.0	2.0	1.0	15.0

【価格以外の評価結果】

入札者	企業関係評価項目				技術者関係評価項目			小計		
	工事成績評定	施工実績	地域貢献	地域内拠点	材料調達	下請け	工事成績評定		施工実績	所有資格
①										
②										
③										
④										
⑤										
⑥										
⑦										
⑧										
⑨										
⑩										
⑪										
⑫										
⑬										
⑭										
⑮										
⑯										
⑰										
⑱										
⑳										

【総合評価結果】

入札者	入札金額(税抜き) (円)	価格評価点	価格以外の評価点	総合評価点	落札者
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					
⑪					
⑫					
⑬					
⑭					
⑮					
⑯					
⑰					
⑱					
⑳					

総合評価落札方式による  
入札を行った理由

落札者決定理由